

平成29年度 税制改正要望概要

平成 28年 8月

復興庁

平成 29 年度復興庁税制改正要望項目

平成 28 年 8 月 復 興 庁

1. 復興特区関係等

- (1) 復興特区において復興居住区域を定めた場合の被災者 向け優良賃貸住宅の特例措置(特別償却又は税額控除)の 延長
- (2) 特定激甚災害地域における被災者向け優良賃貸住宅の 特例措置(割増償却)の延長
 - ※ 復興特区税制ではないが、(1)に関連

2. 被災代替自動車関係

(1) 被災自動車の所有者が代替自動車を取得した場合にお ける自動車取得税の非課税措置の延長

3. 福島関係

- (1)避難解除区域等に係る特例措置の帰還困難区域内に 設定される復興拠点への拡大
 - ・被災事業者の事業再開等を支援するための機械等の特別償却等
 - ・復興拠点の整備のための都市計画事業に係る特例措置 (譲渡所得の特別控除)
 - ※1 避難解除区域等:避難解除区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域
 - ※2 「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」(H28.8.31 原子力災害対策本部・復興推進会議決定)を踏まえ、帰還困難区域内に設定される復興拠点の整備促進及び同拠点における事業活動の促進のため、特例措置の対象区域を同拠点に拡大することを要望。

(*	の省庁が主管省庁)
----	-----------

1. 復興特区関係等

(1) 復興特区において復興居住区域を定めた場合の被災者向け優良 賃貸住宅の特例措置(特別償却又は税額控除)の延長

〈復興庁、国土交通省 共同要望〉

〔所得税、法人税〕

復興居住区域において新設された被災者向け優良賃貸住宅を取得等して、賃貸の用に供した場合には、その取得価額の25%の特別償却又は8%の税額控除(税額の20%を限度)ができる措置の適用期限を4年間延長。

(2) 特定激甚災害地域における被災者向け優良賃貸住宅の特例措置 (割増償却) の延長

<<u>国土交通省</u>、復興庁 共同要望>

〔所得税、法人税〕

特定激甚災害地域において新設された被災者向け優良賃貸住宅を取得等して、賃貸の用に供した場合には、当初5年間、普通償却限度額の50%(耐用年数が35年以上であるものは70%)の割増償却ができる措置の適用期限を4年間延長。

2. 被災代替自動車関係

(1)被災自動車の所有者が代替自動車を取得した場合における自動車取得税の非課税措置の延長

<復興庁、国土交通省、経済産業省 共同要望>

〔自動車取得税〕

被災自動車の所有者が代替自動車を取得した場合における自動車 取得税の非課税措置について、消費税率引上げ時期の延期に伴い、 自動車取得税が平成 29 年度以降も存続する場合、同税の非課税措置 の期限を 2 年間延長。

3. 福島関係

(1)避難解除区域等に係る特例措置の帰還困難区域内に設定される復興拠点への拡大

避難解除区域等において講じられている被災事業者の事業再開、新規事業者の立地促進等に対する以下の特例措置を、帰還困難区域内に設定される復興拠点へ拡大。

- ① 被災事業者又は新規事業者が機械等を取得した場合の特別償却 等の特例措置 <復興庁、経済産業省 共同要望> 〔所得税、法人税〕
 - ・特別償却(機械・装置:即時償却、建物・構築物:25%)
 - 税額控除(機械・装置:15%、建物・構築物:8%)
- ② 被災事業者又は新規事業者が避難対象雇用者等を雇用した場合 の特例措置 <復興庁、経済産業省 共同要望> 〔所得税、法人税〕
 - ・給与等支給額の20%を税額控除(税額の20%を限度)
- ③ 被災事業者が将来の事業再開のために資金を積み立てた場合の 特例措置 < 復興庁、経済産業省、厚生労働省、農林水産省 共同要望>

〔所得税、法人税〕

- ・積み立てた準備金の損金算入
- ・ 準備金を取り崩して再開投資する場合の特別償却
- ・事業再開のために企業分割を行った場合の準備金の引継ぎ
- ※ 企業分割を行った場合でも準備金の引継ぎを可能とする。
- ④ 復興拠点の整備のために土地を譲渡した場合の譲渡所得の特別控 除等(5,000万円)

<復興庁、国土交通省 共同要望>

[所得税、法人税]

復興拠点の整備に係る都市計画事業のために用地を譲渡した場合、その土地を譲渡した者に、譲渡所得の 5,000 万円特別控除を適用。

都市計画事業の認可前でも特別控除が適用できる簡易証明制度の適用対象とする。